

# 委員会行政視察報告書

大崎市議会 調査活動概要報告書

## 1. 視察概要

委員会名	民生常任委員会
委員名	伊勢健一，小嶋匡晴，石田政博，鹿野良太，八木吉夫，鎌内つぎ子，木村和彦
日時	令和4年8月24日（水）～令和4年8月26日（金）
視察先	1. 富山県黒部市 2. 埼玉県入間市 3. 東京都東久留米市
出席者 （説明者）	1. 富山県黒部市 市民福祉部福祉課 福澤祐子課長，宮崎千夏課長補佐，村澤壮太主事 2. 埼玉県入間市 福祉部障害支援課 小笠原昌平課長，平岡義和副主幹 3. 東京都東久留米市企画経営室企画調整課 佐藤課長 子ども家庭部児童青少年課 桑原課長，斎藤課長補佐，石川係長，塩谷主事

## 2. 視察内容

視察項目	1. 高齢者の理容助成について（富山県黒部市） 2. 手話言語条例について（埼玉県入間市） 3. 産・官・学の包括連携による次世代を担う子どもたちの育成事業について（東京都東久留米市）
視察内容 【質疑応答】	1. 高齢者の理容助成について（富山県黒部市） 黒部市では、寝たきり老人等調髪サービス事業とふれあい福祉券交付事業の2事業を高齢者の理容助成向けに行っています。 寝たきり老人等調髪サービス事業では、在宅の寝たきり高齢者等に対し、調髪サービスを行い、衛生の向上及び健康的な生活を提供することを目的としています。対象者は在宅の65歳以上の高齢者で、要介護4，5相当の認定者と、要介護3の方は障害自立度B2以上もしくは認知症自立度Ⅲa以上の方になります。利用回数は年4回を上限とし、申請方法は居宅介護支援事業を通じ、福祉課へ申請をします。実施事業者は市との契約等の締結は行わず、事業協力という形で富山県利用組合黒部支部加盟店をベースに行っており、理容店は申請のあった対象者の居宅へ直接出向いてサービスを提供しています。令和3年度の実績は、交付人数が21人，利用者が16人，利用率は55.1%でした。財源については、富山県在宅福祉対策事業費補助金（県50%）を充当しています。 ふれあい福祉券交付事業は、高齢者の外出機会の創出と社会参加の促進による健康増進を目的に、入浴施設や理美容院，公共交通で利用できるふれあい福祉券（100円×30枚＝3,000円分）を交付しています。交付対象者は市に住所を有する70歳以上の高齢者で、要介護認定を受けた方，障害者手帳，療育手帳，精神

障害保健福祉手帳が交付されている方を除いた方が対象となります。

ふれあい福祉券は、平成 29 年度より施設や公共交通で使える 1 枚 100 円の割引券として配布していましたが、入浴施設での利用が主で利用率が 3 割程度と伸び悩んでいました。そこで利用率向上のため、利用対象者にアンケートを実施したところ、理美容院店で使いたいという要望が多く上がり、令和元年度より理美容院店でふれあい福祉券が使用可能になりました。財源は合併地域振興基金を充当しています。

#### 【質疑応答】

問：寝たきり老人等調髪サービス事業は、どのような方が対象となるのか。具体的には、特養老人ホームのような施設は対象となるのか。

答：対象者は上記通りで、特養老人ホーム等は対象外。あくまでも在宅で介護を受けている方が対象となる。特養老人ホーム等の介護施設も対象とするには、厚生労働省、富山県、富山県利用組合との協議が必要となる。

問：寝たきり老人等調髪サービス事業の対象人数はどのくらいになるのか。

答：令和 3 年度時点で 21 人。在宅で介護を受けている方が少ないため、利用者数は少ないが、令和 3 年度は新規申請が 8 件あった。

問：特養老人ホーム等の介護施設は、なぜ対象にならないのか。また、これまで利用者から富山県利用組合黒部支部未加盟店でサービスを受けたいとの要望はなかったか。

答：財源が富山県在宅福祉対策事業費補助金であるため、在宅で介護を受けている方を対象としている。既存の介護施設では、既に散髪等の出張サービスがあるが、今後検討が必要である。また、利用者からの富山県利用組合黒部支部加盟店以外でサービスを受けたいとの要望はこれまでなかった。

## 2. 手話言語条例について（埼玉県入間市）

手話言語条例を制定した経過として、平成 26 年度に聴覚障害者団体等（聴覚障害者団体約 20 名、手話サークル約 60 名、要約筆記サークル約 20 名）からの要望を受けたことから始まりました。

また、平成 30 年 6 月議会において、手話言語条例についての一般質問があり、手話言語条例制定に対する高まりが出てきたことで、制定に向けて動き出しました。そして令和元年 5 月から手話言語条例についての勉強会を開始しました。5 月から 12 月までの期間で各団体と 6 回の勉強会を開催しながら、条例の原案を作成しました。令和 2 年度に入間市障害者福祉審議会との調整や、庁内意見聴取、パブリックコメントを行い、令和 3 年 2 月議会で条例が可決され、制定する運びとなりました。

条例制定後の政策展開としては、公共施設、市内小中学校、関係団体などにパンフレットの配布、広報で表紙を含む 5 ページに特集記事や、奇数月に手話コー

ナーの掲載、ホームページに手話を学ぶ動画や、市長の手話による年始の挨拶の掲載、市内小学3、4年生の総合学習の時間を利用して手話講座や、手話による演劇の実施を行ってきました。

現段階では、入間市には手話通訳ができる職員はいないため筆談による対応をしていますが、コロナの交付金を使い、タブレット端末を遠隔操作することで手話通訳が対応できるよう検討しているとのこと。入間市の条例は、手話に限定した条例ですが、他の障害に関しての条例は、順次対応していく予定とのことでした。

#### 【質疑応答】

問：手話通訳ができる職員は何人いるのか。また、育成の場合、ろうあ者に指導をお願いするのか。

答：現状ではない。筆談になる。育成が課題である。団体側には協力の意思があるため、人事課等との調整が必要である。また、コロナの交付金を使い、タブレット端末を遠隔操作することで手話通訳の対応ができるよう、9月議会に上程する予定で検討している。

問：市の担当者の役割は決めているのか。

答：現在2名体制で実施しており、その中の1名が動画作成に詳しいため、ホームページを活用して手話動画を作成している。人事異動した場合は、動画制作を団体にお願ひし、継続してホームページを活用する予定である。

問：毎週水曜日に手話サークルを開催しているようだが、講師委託料などの費用はどうか。

答：無料である。

問：手話通訳派遣事業の費用は。職業的ライセンスが必要ではないか。

答：社協に派遣委託料として34,638,000円を支出している。資格取得育成費も含まれている。

問：手話に限定した条例だが、その他の障害のフォローはどうか。

答：限定したことで不安はあったが、団体の熱意もあり、他の方面からの不満は持ち上がっていない。他の障害に関しての条例は順次対応していく予定。

問：入間市は手話通訳士養成の先進地と伺っているが、どのようにしているか？

答：市でも養成講座を実施しているが、最終的に県の試験を受けて登録となる。現状3人受けて1人合格であった。3年から4年かかるようだ。

問：入間市に手話通訳できる人は何人くらいいるのか？

答：未確認だが、手話サークルには約60名いる。

問：災害時の対応、自主防災なり民生委員なりに対する現状はどうか。

答：現状では防災安全課でマニュアル等制作したが当事者からはまだ不十分であるとの指摘を受けた。課題と認識している。

3. 産・官・学の包括連携による次世代を担う子どもたちの育成事業について（東京都東久留米市）

東久留米市は、平成30年3月に東久留米市、葉隠勇進株式会社、株式会社イトーヨーカ堂、株式会社東邦運輸、亜細亜大学との5者間で、相互の連携を強化し、「産官学の包括連携による次世代を担う子どもたちの育成事業～健やかな子どもたちの育成に向けた学びの支援を～」を締結しました。

協定締結の背景には、出生率の向上を目指すため、このまちで子どもを生み育てたいという環境づくりに取り組む必要があったことや、子どもの居場所の提供は市役所だけでなく産・学の持ちうる資源を有効に活用する必要があるとの考えから協定締結に至ったとのこと。

協定締結の目的として、児童館が実施する学びの支援に対し、5者が相互に連携して協力することとしています。児童館が実施する学びの支援とは、児童館を利用する子どもたちに対して、学生ボランティアの協力を得ながら、遊びも含めた学び、多文化交流、食育、健康等のノウハウを取り入れた児童館事業の実施や、イトーヨーカ堂からの寄贈食品を利用して行う産・官・学の包括連携による子育て支援事業をいいます。

**【質疑応答】**

問：新児童館「子どもセンターあおぞら」の指定管理者（株式会社明日葉）が事業をコーディネートしているのか。

答：企画自体はあおぞらの職員が行っているが、全体の年度スケジュールは連携している5者で協議し決定している。事業のテーマによって、あおぞらの職員と亜細亜大学の学生が交互に担当している。

問：事業実施の上で学生の力が大きいと思う。指定管理者になるような組織は、かつては男性が多かったが現在は女性も増えてきている。職員の男女比はどのようにになっているか。

答：割合は明確ではないが、男女や年代にあった事業に対応できるように配置している。

問：フードロス啓発する事業であることから、説明を聞くまでは、いわゆる「子どもの貧困」に関連している事業だと思っていた。東久留米市の子ども貧困に関する状況はどうなっているのか。

答：子ども食堂は6事業者あり、宅食・配食も実施している。児童館は子ども達の居場所としての役割もある。子どもを取り巻く環境は都市部、地方部関係なく課題が多いと認識している。本事業はフードロス対策がメインだったが、これをきっかけに子どもたちの学びにつなげたいという思いだった。

問：子ども食堂に予算は出しているのか

答：令和4年度当初予算では予算化しなかったが、コロナの交付金で予算化し、補助している。

	<p>問：災害が頻発しており、災害時の連携として参考になる。運送会社が協定に加わったのは特殊だと思う。この発想はどこからきたのか。</p> <p>答：イトーヨーカ堂から、取引のある市内運送事業者の東方運輸をご紹介していただいた。民間が持っているパイプを活用させていただいたのは意義があると思う。運送事業者は大変忙しいが、年度計画は5者で協議し、繁忙期間の事業調整を行っている。</p> <p>問：この事業はコロナで休止しているが、子どもセンターあおぞらの自主事業は行っているのか。</p> <p>答：児童館としての通常運営は行っている。産官学連携事業ができなかったのは、コロナのため複数事業者が集まるのが難しかった。大学もこの2、3年オンライン授業で学校に来ていなかったこともあり、5者が揃うことが難しかった。最近では、大学も対面授業を再開してきたので、今後この事業も再開していきたい。</p> <p>問：フードロス対策としては、提供される食品の数が少ないのでは。</p> <p>答：フードロスに対する理解と学びの機会としての側面が強く、そのように事業構築している。</p> <p>問：登録制以外に当日フリーでも参加できるのか</p> <p>答：基本は登録制にしている。理由としては、子どもたちに食べ物を渡すため、アレルギーを持っている子どもを事前に把握するためである。食べ物の提供以外の遊びの部分の参加は、臨機応変に対応している。</p>
<p>考 察</p> <p>【所感・課題・提言等】</p>	<p>1. 高齢者の理容助成について（富山県黒部市）</p> <p>大崎市には寝たきり老人等調髪サービス事業・ふれあい福祉券交付事業の両事業とも、類似事業含めて整備されていない。特に寝たきり老人等調髪サービス事業は、今後超高齢化社会を迎える大崎市にとって、包括ケアの観点からも高齢者の理容助成について早急に検討する必要がある。また、ふれあい福祉券交付事業についても、各商工会単位で行うことにより、対象者は利用しやすく、地域経済へも即応性があるのではないかと思う。</p> <p>ただし、個人経営を理由に理髪店から調髪サービスを断れるケースや、高齢化により理・美容店の減少など、大崎市においても起こりうる課題もあった。</p> <p>財源の確保なども含めて今後検討していかなければならない点が多いが、今回の視察を参考にして、今後の議論につなげていきたい。</p> <p>2. 手話言語条例について（埼玉県入間市）</p> <p>本市は障害者コミュニケーション条例としているが、対象が広過ぎてきめ細かい対応や、それぞれの障害に対応したマニュアル等を整備して、具体的な促進策を実行する必要があると感じた。入間市においては、まずは手話に特化したことでパンフレットの作成、広報誌で周知、ホームページでは市長が手話であいさつをする動画をアップする等、実働し始めているので、改善点も見えてきている。</p> <p>また、県との連携も進めているとのことだったので、本市の担当課の現状を把</p>

握し、具体的にできることから模索すべきと痛感した。予算措置を必要としない事業もあるようなので、障害者団体や担当課、民生常任委員会の相互において意見交換の必要性を感じた。

学校教育現場の協力を仰ぐことも可能ではないかとも感じた

### 3. 産・官・学の包括連携による次世代を担う子どもたちの育成事業について（東京都東久留米市）

ハード面では「まち・ひと・しごと総合戦略」のチャレンジプランとして既存の2つの児童館を1つに統合するプランを掲げ、新児童館建設、施設移転に伴う費用の補助、交付金を確保した。

ソフト面では、亜細亜大学との相互の交流（職員による講義や審議会への派遣）がきっかけだが、交流は現在も続いており、学生を派遣する事業構築の大きな助けになった

また、イトーヨーカ堂の多彩なネットワークの中で運送業者が加わるなど、民間の力と提案を受け入れる行政の柔軟さも垣間見えた他、大学生が行政や企業と共に事業実施する経験は人材育成としても大きな成果を出している。

さらに企業の社会的責任（CSR）への取り組みが求められる中で、フードロスとは食品を扱う企業だけではなく、日本全体の大きな問題であり、連携企業イトーヨーカ堂の大きな課題でもあったことから、取り組めた事業でもあったと考える。イトーヨーカ堂と取引関係のある市内運送業者の協力もあり、5者での連携協定という複雑なスキームが成立したのは調査に値する内容だった。事業の中心となる子ども達も、早くから問題意識を持つことは大切であり、都市部で地域との連携・見守りも薄いであろう子ども達の居場所作りと学びの確保など、1つの事業の中に多くの要素が入った事業は参考にすべき事業であった。

今後、大崎市でも施設統廃合の検討が必要だが、これから必要とされる施設には他業種連携、シェアリングの視点を持って、若者の力を最大限に活用できるような事業スキームが必要である。今回の視察を参考にして、今後の議論につなげていく。

以上